

砥部町長 様

砥部町成年後見制度利用支援事業報酬費用補助金交付申請書

砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第 20 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、町長が補助金交付の可否を決定するに当たり、公簿等により本人（被後見人等）及びその世帯員の所得状況等について確認することに同意します。

申請者 (被後見人等、ただし第 20 条第 2 項に該当する場合は後見人等)	住 所			
	氏 名	Ⓜ	後見等の の類型	※後見人等の場合は記載不要 後見・保佐・補助
	生年月日			
	電話番号			
本人 (第 20 条第 2 項に該当する場合は記載)	住 所			
	氏 名		後見等の の類型	後見・保佐・補助
	生年月日		死亡年月日	
申請者の 後見人等	住 所			
	氏 名		申請者 との関係	成年後見人・保佐人・補助人
	電話番号		職業	
交付申請額	1 生活保護受給者 2 要綱第 18 条第 2 号に該当する者 3 要綱第 18 条第 3 号に該当する者 (理由)			
報酬付与審判日	年 月 日	報酬付与対象期間	年 月 日～ 年 月 日	
補助金申請額				
補助金振込先	金融機関名		支店名	
	口座種別		口座番号	
	(フリガナ) 名 義 人			

※自署した場合は押印不要です。

※添付書類については、裏面のチェックリストにより確認してください。

※被後見人等に同一世帯員がいる場合は、裏面の所定欄に世帯員の氏名を記載してください。

※上記の報酬付与対象期間内における施設入所等の状況（要綱第 19 条第 3 項に掲げる施設に限る。）について、裏面の所定欄に記載してください。

(裏面)

【添付書類等】

1 共通書類 ※全員提出が必要な書類

- 報酬付与の審判書謄本の写し
 - 報酬付与対象期間に被後見人等就任時を含む場合、後見開始等審判が確定したことが分かる書類（登記事項証明書の写し、家庭裁判所が発行する審判確定証明書の写し等）
- 後見人等が報酬付与の申立時に家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- 世帯全員の預貯金通帳の写し

2 申請者（被後見人等）に関する

(1) 第20条第2項による申請の場合

- 死亡が確認できる書類（死亡診断書の写し、住民票除票等）

(2) 知的障がい者、精神障がい者の場合

- 知的障がい者、精神障がい者であることを示す書類

(3) 生活保護受給者の場合

- 生活保護受給者であることが分かる書類

(4) 要綱第18条第2号に該当する場合

- 世帯全員の住民票
- 世帯全員の最新年度の住民税課税証明書
- 資産等申告書（別紙1）及び添付書類

(5) 要綱第18条第3号に該当する者の場合

- (4)の書類
- 費用負担が困難であることので分かるもの（事前に町へご相談ください。）

※報酬付与対象期間内における施設入所等の状況（要綱第19条第3項に掲げる施設）

入所・入院の期間	施設等の名称
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

※その他、確認を要する事項について、書類の提出を求める場合があります。

